2026年11月27日

各　位

会 社 名　東 洋 埠 頭 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　原　匡史
（コード番号　９３５１　東証スタンダード）
問合せ先　執行役員総務部長　松本邦宏
（TEL　０３－５５６０－２７０１）

特別利益及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2026年11月27日開催の取締役会におきまして、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2027 年３月期に投資有価証券売却益（特別利益）を計上する見込みです。

また、2027年３月期第３四半期累計期間（2026年10月１日～2026年12月31日）におきまして、訴訟損失引当金繰入額（特別損失）を計上することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．特別利益の内容

当社は、経営三カ年計画「Fly to the Next 2028」に則り、投資有価証券の縮減に向けて引き続き売却を進めておりますが、より一層の売却を推進し、資本効率の改善を進めるものです。

売却予定の投資有価証券は当社が保有する上場有価証券（株式）、売却時期は2026年12月から2027年２月を予定しております。この売却により投資有価証券売却益は約21億円を見込んでおります。なお、投資有価証券売却益は、現在の株価などから算出した見込額であり、変動する場合がございます。

２．特別損失の内容

2022 年５月 24 日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」及び 2024 年８月 27 日付け「(開示事項の経過) 当社に対する損害賠償請求訴訟の請求金額変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2019 年４月 16 日に当社川崎支店構内におきまして火災が発生し、延焼した施設におきまして発電事業を行っている株式会社京浜バイオマスパワー、及び発電施設の所有者である出光興産株式会社より損害賠償請求訴訟が提起され、請求の拡張申立書の送達を受けておりました。本訴訟は東京地方裁判所におきまして審理が進められておりましたが、同裁判所より、和解提案が提示されました。当社は和解提案の内容を精査し、この和解案を受け入れる方針とすることを本日開催の取締役会にて決議いたしました。

このため、2027 年３月期第３四半期におきまして、和解による損失見込額 20 億円を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上する予定です。

３．今後の見通し

訴訟損失引当金繰入額を特別損失として計上する一方、投資有価証券売却益を特別利益として計上するため、2027 年３月期の連結業績予想につきましては、2026 年５月 14 日の決算短信にて公表いたしました連結業績予想から変更はございません。

以　上